

議案第 42 号

平成 21 年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 21 年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	57社 79工場
(2) 年間総契約水量	192,844,100 m <sup>3</sup>
(3) 1日当たり契約水量	528,340 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 施設改築等整備事業	47,000 千円
イ 川崎縦貫道路関連施設整備事業	356,000 千円
ウ 施設再構築事業	1,031,000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		8,443,148 千円
第 1 項 営業収益		8,326,939 千円
第 2 項 営業外収益		116,189 千円
第 3 項 特別利益		20 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費用		8,325,226 千円
第 1 項 営業費用		8,039,138 千円
第 2 項 営業外費用		276,068 千円
第 3 項 特別損失		20 千円
第 4 項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,570,416千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 85,908千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,484,508千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	工業用水道事業 資本的収入			961,062 千円
第1項	企業債			799,000 千円
第2項	補助金			162,032 千円
第3項	負担金			10 千円
第4項	固定資産売却代金			10 千円
第5項	その他の資本的収入			10 千円
		支	出	
第1款	工業用水道事業 資本的支出			2,531,478 千円
第1項	建設改良費			1,870,561 千円
第2項	企業債償還金			651,993 千円
第3項	補助金返還金			3,914 千円
第4項	その他の資本的支出			10 千円
第5項	予備費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川崎縦貫道路関連 施設整備事業費 関連経費	平成22年度	440,227千円
施設再構築事業費 関連経費	平成22年度	1,211,909千円
浄・配水施設 関連経費	平成22年度	466,126千円
平成21年度 土地借上料	平成22年度から 平成25年度まで	2,360千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 施設改築等 整備事業	千円 42,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 9.0% 以内	借入の日から30年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 川崎縦貫道路関連 施設整備事業	314,000			
3 施設再構築事業	443,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、  
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,081,984 千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、162,193千  
円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

平成21年2月18日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫